

裁 決 書

審査請求人 X

不作為庁 葛飾区福祉事務所長

審査請求人が令和6年1月26日付けで提起した、審査請求人の同月15日付け保護変更申請に係る葛飾区福祉事務所長（以下「不作為庁」という。）の不作為に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件各審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 令和3年7月31日、不作為庁は、審査請求人から、同人の母のY（以下「請求人母」という。）及び審査請求人の弟のZ（以下「請求人弟」という。）を同一世帯員とする生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の申請を受け、同日付けで保護を開始した。
- 2 審査請求人は不作為庁に対し、令和6年1月15日、「審査請求人に係る、家族介護料を加算せよ」等と記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件申請書」という。）をファクシミリで送信した。
- 3 審査請求人は、令和6年1月26日付けで、同人が不作為庁に対してした本件申請書に

係る申請（以下「本件申請」という。）につき、不作為庁は何らかの処分をせよとの裁決を求めて審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。

- 4 本件申請書に添付された診断書には、本件申請に対する判断の基礎となる事実の記載がなかった。そのため不作為庁は、審査請求人の主治医に病状意見書の提出を求めた。しかしながら、令和6年2月9日に提出された病状意見書には同様に判断の基礎となる事実の記載がなかったため、不作為庁は、同月19日に同主治医に再度病状意見書の提出を求めた。同年4月22日、同主治医から病状意見書の提出があり、判断の基礎となる事実を確認した。
- 5 不作為庁は、同年4月25日、本件申請について同年2月1日から家族介護加算を認める保護変更処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人の世帯の世帯主である請求人母宛てに通知した（6葛福東第11204乃至11208号）。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件申請書には明記されていないが、令和6年1月15日に申請した以上、同月1日から又は申請日から加算を求める趣旨である。各同日からの加算について検討されていない以上、不作為は残存している。

よって、不作為庁は本件申請につき、何らかの処分をせよとの裁決を求める。

2 不作為庁の主張

不作為庁は、同年4月25日付けで、本件申請について、同年2月1日から家族介護加算を認める本件処分を行っている。

したがって、本件申請に係る不作為は存在しないことから、審査請求は却下されるべきである。

理 由

1 判断

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条は、「法令に基づき行政庁に対して

処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう「法令に基づく申請」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）上の「申請」と同義であると解されるところ、同法は「法令」を「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）」（行政手続法第2条第1号）と、「申請」を、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう」（同条第3号）と定義している。

また行政不服審査法第49条第1項は、「不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と規定している。

- (2) 本件申請については、不作為庁が、事案の概要5のとおり、令和6年4月25日付けで本件処分を行うとともに、請求人母に対し通知しており、「何らの処分をもしない」場合に該当せず、本件申請に対する不作為は存在しない。

よって、本件審査請求は、行政不服審査法第3条の要件を欠き不適法である。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年6月3日

審査庁 葛飾区長 青木 克徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした不作為が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。